

# 日の出町

# 【令和8年度】

# 防犯機器等購入費 補助金交付事業



侵入強盗・窃盗被害防止のため、ご自宅に  
設置する防犯カメラなど防犯機器等の  
**購入費の一部を補助します！**

## 1 対象者

- ・ 町内に住所があり居住している方。
- ・ 新たに防犯機器等を令和8年4月1日から令和9年2月26日の間に、購入及び設置をした方
- ・ 令和7年度以降東京都内の自治体で同様の補助金を受けていない方

## 2 補助金額等

- ・ 防犯機器等を購入した金額の2分の1で、1万円が限度です。（千円未満切捨て）  
※購入金額のうちポイントなどで支払った分は、補助金の対象になりません。
- ・ 申請は1世帯につき1回限り（複数の購入品をまとめて申請できます）

## 3 申請期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）まで

- ・ 窓 口 午前8時30分～午後5時15分まで  
（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始除く）
- ・ 郵 送 令和9年2月26日（金）当日消印有効  
（注）予算の上限に達した場合は、期間中でも補助を終了します。

## 4 申込み窓口

日の出町役場 2階  
協働推進課 防災防犯係

お問い合わせ先  
協働推進課 防災防犯係  
☎ 042-588-5067（直通）

## 5 申込みから決定までの流れ

- ① 申請書に必要書類を添えて窓口または郵送により提出してください。  
※申請書類は、窓口のほか町のホームページからダウンロードできます。
- ② 代理人が申込みをする場合は、申請者からの委任状、代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。
- ③ 申請書の内容を審査し、補助の可否を決定します。
- ④ 審査結果を、補助金交付決定通知書または不交付決定通知書により、申請者へ通知します。
- ⑤ 交付決定した時は、申請者の指定された口座へ振込みします。



## ◆対象になる防犯機器等

補助金の対象になるもの	補助金の対象にならないもの
<p>【対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇防犯カメラ ◇カメラ付インターフォン</li><li>◇防犯フィルム ◇人感センサーライト</li><li>◇人感センサーアラーム ◇鍵（補助鍵等）</li><li>◇面格子 ◇ロックカバー（鍵穴カバー）</li><li>◇サムターンカバー（内鍵カバー）</li><li>◇防犯砂利 ◇ダミーカメラ</li><li>◇シャッター ◇ガラス破壊センサー</li><li>◇ガードプレート ◇防犯ガラス</li><li>◇カム送り防止具 ◇雨戸</li></ul> <p>◇上記の対象品とし、侵入盗被害防止に有用な防犯機器で、新たに購入するもの</p> <p>◇専門業者が行う設置費（設置の際に発生する交換も含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◇機器等購入に係る配送料</li><li>◇既存機器等の撤去費、移設費、リサイクル料、廃棄手数料</li><li>◇リース料、警備委託料、通信費、電気代</li><li>◇譲受品、個人間での購入品（フリマアプリを含む）</li><li>◇防犯ブザーなどの携行品や道具類</li><li>◇専門業者以外が行った設置や交換の施工費用</li><li>◇領収書が発行されない購入</li><li>◇申請者の住居に設置されない機器購入</li><li>◇その他、左記に記載がない防犯機器等</li></ul>

※ 防犯カメラ、防犯フィルム、防犯砂利、防犯ガラスは、商品説明等に「防犯」等の記載があるものが対象です。

※ 断熱防犯窓は、東京都の環境局が行っている補助事業「既存住宅における省エネ改修促進事業」の補助対象となっているため、**本事業の対象になりません**のでご注意ください。防犯窓を申請される際は、「既存住宅における省エネ改修促進事業」の断熱防犯窓の対象とならないことを確認したうえで申請してください。

## ◆申込みに必要なもの

- 申請書兼請求書（必ず押印してください。）
- 領収書の原本（申請者名、店名、品目、金額の記載があること）
- 誓約書
- 公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 防犯機器等を設置したことがわかる写真
- 振込先口座の通帳の写し（申請者名義の口座）

### 【代理人の場合】以下の2点の書類も必要です！

- 委任状（同居家族の場合は不要）
- 代理人の公的身分証明書の写し

○ **申請書、領収書、誓約書、振込先口座は、すべて同一の方の氏名で申請してください。**